

平成22年（ネ受）第825号 損害賠償請求事件

申立人 堀 桂子

相手方 株式会社アニマルメディカルセンター 外2名

上告受理申立理由書

平成22年12月10日

最高裁判所 御中

申立人訴訟代理人

弁護士

目次

（第1～第3は上告理由書と同じなので省略／裁判所提出分は全文記載）

第4 判例に反する判決である

1 採証法則に反する判断

2 添付文書の注意義務違反についての判断

第5 その他法令違反

付属書類

上告受理申立理由要旨書

項目別参照文献一覧

第4 判例に反する判決である

1 採証法則に反する判断

相手方の主張する診断、治療は、「臨床医学の実践における医療水準」とは大きく離れたものであるのに、カルテ（乙3の1）や相手方土屋および相手方中村の陳述書（乙16，乙17）、相手方会社代表渡邊の供述等、これらの内容を医学的知見から検討することなく裁判所は採用し、それを根拠として申立人側の請求を退けた。この判断は、そもそも採証法則に反し、判例（平成18年11月14日最高裁第三小法廷判決15頁・民集第222号167頁 平成16年(受)第2226号）の趣旨に真向反するものである。

2 添付文書の注意義務違反についての判断

(1) ラシックスの添付文書（甲24，100）に、本剤投与中にACE阻害剤を増量する場合は、本剤の一時休薬もしくは減量等を考慮することとあるのに、ラシックスを増量したところへベナゼプリル（ACE阻害剤）（甲25，101）を増量したこと、また、他の降圧剤と併用する場合は用量調節等に注意することとあるのに、それを怠ったことから急性腎不全を発症したことが、検査データの変移から明確であるのに、併用が禁忌なわけではないとして申立人側の請求を退けたこの判断は、判例（平成21年3月27日最高裁第二小法廷判決11，12頁・民集第230号285頁 平成19年(受)第783号）（平成16年9月7日最高裁第三小法廷判決8頁・民集第215号63頁 平成13年(受)第164号）（平成8年1月23日最高裁第三小法廷判決 民集第50巻1号1頁 平成4年(オ)251号）に反するものである。

(2) 原判決では、ポン太の腎不全は、急性腎不全である腎原性であったと判定している。控訴審判決は、原審の判決理由を引用するとしただけで判断が加えられたものであるが、追加された判断では、スピロラクソンの添付文書（甲41，103）には、急性腎不全の患者には禁忌であると記載があることを認めながら、相手方の注意義務違反を認定しない判断は、判例（平成21年3月27日最高裁

第二小法廷判決 民集第230号285頁 平成19年(受)第783号) (平成16年9月7日最高裁第三小法廷判決 民集第215号63頁 平成13年(受)第164号) (平成8年1月23日最高裁第三小法廷判決 民集第50卷1号1頁 平成4年(オ)251号) に反するものである。

第5 その他法令違反

先に述べたペットと飼主との関係は、日本の社会において重要不可欠なものとなっているにもかかわらず、ペットについての臨床医学の実践における医療水準とは大きくずれた診断をそのまま追認し、「動物の愛護及び管理に関する法律違反」「獣医師法違反」「薬剤師法違反」や「獣医師としての倫理に反する行動」を是認する内容となっている。

原判決及び控訴審判決は、ペット医療の専門家の名に隠れた不正を野放し状態とする効果を持つだけでなく、人間のペットを通じて得られる幸福追求（憲法第13条）に対する国民の権利を侵害するものである。